

## 災害時における医療救護活動に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と一般社団法人 伊勢薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、伊勢市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が実施する災害医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに必要な事項を定めることを目的とする。

### （災害時医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、災害医療救護活動を実施するため、災害時医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき提出した災害時医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護計画を甲に提出するものとする。

### （派遣の要請）

第3条 甲は、災害医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し災害時医療救護計画に基づき編成した薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請をうけた場合は、速やかに薬剤師班を甲が指定する救護所、避難所若しくは医薬品の集積場所（以下、「救護所等」という。）に派遣するものとする。

3 甲は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請する場合は、次の事項を示した文書又は口頭等により行うものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 出動に要する人数及び医薬品、資器材等
- (4) その他必要事項

### （薬剤師班の輸送）

第4条 薬剤師班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により、救護所等へ直行するものとする。ただし災害の状況により必要に応じ、指定した集積場所に集合する場合は、甲の調達する車両等で救護所等へ行くものとする。

### （薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給への協力
- (2) 医薬品等の調剤、服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (3) 医薬品等の仕分け・管理への協力
- (4) その他医療救護活動に必要な業務

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令は、乙の災害時医療救護計画に基づき乙が行うものとする。

(連絡調整)

第7条 薬剤師班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙がそれぞれ指定する者が協議して行うものとする。

(医薬品等)

第8条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙及び乙の会員が管理し保管する医薬品等について提供を求めることができる。この場合、乙はこれに協力するものとする。

(調剤費)

第9条 甲が設置する救護所等における応急的な災害医療救護活動は、原則として無償で行うものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 薬剤師班の派遣に伴う経費

ア 薬剤師班の派遣に要する費用弁償

イ 薬剤師班が携行又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品等の実費弁償

ウ 薬剤師班が携行した医療材料等が滅失損傷した場合の実費弁償

エ 薬剤師班が交通機関を利用した場合の実費弁償

(災害補償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣した薬剤師班が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間、及び救護所等との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年11月1日市条例第30号）」に準じ災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 この協定に基づき実施した災害医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が生じた場合、甲は責任をもってその処理にあたり、乙又は当該薬剤師に求償しないものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(細 則)

第 14 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間終了までに甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 4 月 20 日

甲 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市

伊勢市長 鈴木 健 一

乙 伊勢市楠部町 3039 番地

一般社団法人 伊勢薬剤師会

会 長 後 久 正 昭